

## 告示

### 埼玉県越谷県土整備事務所長告示第十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和八年四月一日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県越谷県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和八年四月一日

埼玉県越谷県土整備事務所長 小川 裕 嗣

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 加藤平沼線
- 三 道路の区域

新旧 B	旧 A	旧 新 別
<p>吉川市皿沼一丁目一番一地从先から 同市平沼一丁目六六番地先まで</p>	<p>吉川市皿沼一丁目二番一地从先から 同市平沼一丁目七〇番地先まで</p>	<p>区 間</p>
<p>一二・一二〇 二五・〇〇</p>	<p>九・一六〇 二三・五五</p>	<p>敷地の幅員 (メートル)</p>
<p>二〇九三・二〇</p>	<p>二一八三・二〇</p>	<p>延長 (メートル)</p>
		<p>備 考</p> <p>旧Aの一部は吉川市に引き継ぎ、残りは県道越谷流山線として残置する。</p>